

「小笠原国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件」についての意見の募集について

1. 意見募集の概要

「小笠原国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

平成 22 年 9 月 21 日（火）～10 月 20 日（水）

○意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

（1）意見提出者数

意見提出方法	数
郵送	0 通
ファックス	0 通
電子メール	3 通
計	3 通

（2）整理した意見の総数

- ・旭山 A 地区、旭山 B 及び夜明山地区に係るもの 5 件
- ・兄島及び平島地区に係るもの 3 件
- ・その他意見 2 件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について 別紙のとおり

別紙：意見等の概要と意見に対する考え方について

該当箇所	意見の概要	考え方	件数
1	旭山 A 地区、旭山 B 及び夜明山地区の基準の特例を定める行為	○風致判断については、各号に規定する基準のほか第 3 6 項の各号においても許可基準を定めており、各号に適合しなければ許可はできないこととなっています。	1
2		○従前は農業利用を認めてきたこと、現在も農地が存在する民有地であることを考慮し基準を定めています。実際に行うに当たっては、その都度事前に調整及び指導を行うとともに、申請書の審査の過程においても確認を行い土壌流出も含めて適正な対応を行ってまいります。	1
3		○旭山歩道の風致を損なうのではないかと。○旭山歩道沿線には現在も農地がありますが、林地が带状に保存され、農地の存在に気づきません。行為を行うに当たっては、その都度事前に調整を行うとともに、申請書の審査の過程においても確認を行い適正な管理を行ってまいります。	1
4		○都道沿いの建築物(建設中断中)は農業用とは考えられない。○当該建築物については、既着手行為として別途手続きが行われており、本件の対象外です。	1
5		○第 1 種特別地域に格上げした地区において、特例を定めることに反対。○当該地域は、第 1 種特別地域として保全すべき乾性低木林の各地に戦前に開拓された民有地が点在し、そのうち一部は今も耕作されています。このため、特例を設けることで配慮しております。	1
6	兄島及び平島地区	○長年当該行事が行われていた地域の実情や学校教育による国	2

	の基準の特例を定める行為	までして継続させる必要があるのか。	立公園保全等への効果、先の公園計画の見直しにおいて、父島や母島を除く全ての島を特別保護地区とするとともに、父島・母島においても多くの海岸を特別保護地区・第1種特別地域としたことを考慮しつつ、慎重に検討し、限られた行為のみについて特例の基準を定めています。	
7		○学校教育でキャンプを行う際に、侵略的外来種の侵入、アオウミガメやテリハボク等の動植物、風致に対しての影響があるのではないか。	○行為を行うに当たっては、テント等の設置や上陸時の注意点など、その都度事前に調整及び指導を行うとともに、申請書の審査の過程においても確認を行い適正な管理を行ってまいります。その中で、アオウミガメをはじめ周辺環境への影響を及ぼさないような配慮を実施者には求めていくこととなります。 なお、従前行われてきた学校行事には、自然環境保全関係者の協力を受け、一定の配慮の下に行われてきたと承知しております。	1
8		○林野庁は「森林生態系保護地域・保存地区」として立入禁止にしているはず。なぜ特例を認めるのか。	○兄島の当該地域は国有林ではなく、森林生態保護地域ではありません。また、平島は森林生態保護地域の保全利用地区であり、利用が前提となっていますので、齟齬はありません。	1
9	その他	○環境省が示す特例を定める基準の理由は風致や景観ばかりではなく、特に小笠原の「世界自然遺産登録」の「価値」として掲げている「地形・地質」、「生態系」、「生物多様性」を重視するべきではないか。	○風致は、広く自然環境や人文的要素を包括して構成されるものであり、ご指摘の「地形・地質」、「生態系」、「生物多様性」も風致を構成する要素と認識しております。	1
10		○父島では国立公園区域外においても従来からオガサワラオオ	○今回の特例地のみならず、父島山中の多くの農地においてオオ	1

	<p>コウモリによる農作物被害、防鳥ネットへ絡むことによる死亡事故等が起きているため、国立公園区域内での農業はオオコウモリ対策の具体的方策を許可条件として明確にすることが必要。</p>	<p>コウモリ保護の必要性があることは承知しており、当省においても種の保存法や鳥獣保護法により対処するとともに、関係機関の行う農業対策に協力しているところです。</p>	
--	--	--	--